

青森地裁構内に入る千田郁司被告を乗せた護送車。12日午後0時33分



# 千田被告に懲役14年

青森地裁

## 14億円横領事件で判決



千田郁司被告

県住宅供給公社十四億円横領事件で、業務上横領罪に問われた元公社経理担当主幹で無職千田郁司被告(45)は本籍・青森市、住所不定の判決公判が十二日午後一時半から、青森地裁第一号法廷(山内昭善裁判長)で行われた。山内裁判長は、検察主張をほぼ支持し、千田被告に懲役十四年(求刑同十五年)を言い渡した。昨年十月に発覚して以来、県内外に

大きな波紋を広げた空前の巨額横領事件は、裁判所が八年間に及ぶ被告の利己的な着服行為を厳しく断罪した。判決によると、千田被告は、県住宅供給公社総務部で経理を担当し、資金運用、現金や預金の保管などの業務に当たっていたが、一九九四年十月・二〇〇一年十月にかけ、百六十五回にわたり、青森市内の金融機関にある公社理事長名義の普通預金口座から、業務上預かり保管中の現金合計約十四億四千六百万円を払い戻し、自分の用途に使つた着服

横領した。検察側は、論告で被害回復は今後ほとんど期待できず、県民に多大な損害を負わせた」と指摘した。量刑については「法律上許される最高刑を科すべき」とし、同一人の二個以上の罪について、最も重い刑の長期に二分の一を加える「併合罪」を適用、業務上横領罪の最長法定刑の懲役十年の五倍にあたる同十五年を求刑していた。一方、被告側は、事実関係を争わなかったが、事件の原因に、チリ人妻のアンケート・ア

ルバードさんからの圧力に感じざるを得なかった状況、公社の管理体制の不備などがあつたとし、「責任のすべてが被告にあるわけではない」と情状酌量を求めていた。千田被告は、公訴時効が完成した九二・九四年にも、約千三百万円を同様に着服していた。公社側から着服分の損害賠償を求められた民事訴訟については、十月の判決言い渡しで、約十四億五千万円の支払い命令が確定している。

詳細は朝刊で